

令和7年度 第1回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和7年6月25日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区役所7階 第71～73会議室

3 出席者 里村 恵子 伊東 直樹 篠田 哲也 有上 真理
吉田 朋之 石井 公子 尾上 清 伊藤 善彦
高井 伸一 肥田 淳 青柳 浩二 岡田 芳久
田村 満子 油井 真 増田 亨 吉川 秀夫
木内 苗津子

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 委員委嘱及び紹介

(3) 議 事

- ・第10期自江東区地域立支援協議会の体制について
- ・障害者差別解消法の実績報告について
- ・障害者優先調達推進法に基づく調達実績等について
- ・指定特定相談支援事業等について
- ・障害者グループホームの整備状況について
- ・障害者福祉大会の名称変更について
- ・第10期の各専門部会の予定について
- ・令和7年度における専門部会長会について
- ・その他

5 資 料

- 資料 1 江東区地域自立支援協議会設置要綱
- 資料 2 江東区地域自立支援協議会 個人情報の取扱いに関する規定
- 資料 3 江東区地域自立支援協議会の組織図
- 資料 4 令和 6 年度 障害者差別解消法受付台帳
- 資料 5－1 令和 6 年度 江東区における障害者就労施設等からの
物品等の調達実績
- 資料 5－2 令和 7 年度江東区による障害者就労施設等からの
物品等の調達方針
- 資料 6－1 指定特定相談支援事業等について
- 資料 6－2 計画相談実績の推移およびセルフプランについて
- 資料 7 障害者グループホームの整備状況について
- 資料 8 「障害者福祉大会」における名称変更について
- 資料 9 地域自立支援協議会における専門部会長会の運営について
- 参考 令和 7 年度江東区地域自立支援協議会委員名簿
意見シート

6 傍 聴

- 会場 0 名
- オンライン 9 名（東京都相談支援従事者現任研修受講者）

7 議 事 録

令和7年度第1回江東区地域自立支援協議会

令和7年6月25日

【障害者施策課長】

定刻になりましたので、ただいまより、令和7年度第1回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。皆様には、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます、江東区障害者施策課長の栗原と申します。4月1日から同課に着任しております。よろしくお願い申し上げます。それでは着座にて進行させていただきます。

本日は、事前に送付しております、資料1～9、参考資料により説明させていただきます。お持ちでない方は事務局までお知らせください。また、本日は委員の委嘱がございますので、委嘱状を机上配付させていただいております。お手元がない方がいらっしゃいましたらお知らせいただければと存じます。

本日は、終了予定時刻は午後3時頃を予定しておりますので、協議会の運営にあたり、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に委員の委嘱でございます。本来ならば、お一人お一人に、委嘱状を渡すべきところでございますが、先ほど申し上げました通り、委嘱状は机上配付とさせていただきます。略式で、大変恐縮ではございますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。なお、委員の任期は、本日より、令和9年3月末まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の設置要綱についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1の「江東区地域自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。こちらは、本協議会の根拠となる規定でございます。第2条で「所掌事務」、第3条で「組織」、第4条で「委員の任期」、第5条で「正副会長の互選」、第6条で「会議の招集」、第7条で「専門部会」等々について定めております。要綱についての説明は以上でございます。

続きまして、委員の皆様のご紹介です。本日は、委員改選後、初の協議会でございますので、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿順で、ご紹介させていただきたいと思っておりますので、お名前を呼ばれた方につきましては、大変恐れ入りますが、ご起立いただければと存じます。

まず、東京都立大学名誉教授の里村委員でございます。江東区社会福祉協議会権利擁護センターの伊東委員でございます。木場公共職業安定所の篠田委員でございます。東京都立江東特別支援学校の有上委員でございます。東京都立墨東特別支援学校の吉田委員でございます。江東区手をつなぐ親の会の石井委員でございます。

おあしす福祉会の平松委員ですが、まだお越しになっておりませんので後程ご紹介させていただきたいと存じます。身体障害者相談員の尾上委員でございます。江東楓の会の伊藤委員でございます。地域活動支援センターロータスの高井委員でございます。江東区障害者福祉センターの肥田委員でございます。のびのび福祉会の青柳委員でございます。ゆめグループ福祉会の岡田委員でございます。こどもの発達療育研究所の田村委員でございます。江東区聴覚障害者福祉推進協議会の油井委員でございます。人権擁護委員の増田委員でございます。江東区保健予防課の吉川委員でございます。江東区教育支援課の木内委員でございます。以上18名の委員により、協議会を運営して参ります。皆様これから2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。（※協議会途中、平松委員よりご欠席のご連絡をいただきました。）

次に、会長及び副会長の選出でございます。要綱第5条により、本協議会の会長・副会長の選出を、お諮りいたします。会長・副会長は委員の互選によることとされておりますが、いかがなさいますでしょうか。

（伊藤委員挙手）

【障害者施策課長】

伊藤委員どうぞ。

【伊藤委員】

はい。楓の会の伊藤と申します。会長には学識経験者の里村委員を推薦したいと思えます。

【障害者施策課長】

ただいま、伊藤委員より、「会長には里村委員を推薦する」旨、ご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（拍手）

【障害者施策課長】

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、会長は里村委員にお願いすることといたします。次に、副会長の選出でございます。慣例により、副会長は、会長からご指名をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（了承）

【障害者施策課長】

それでは、里村会長からどなたか副会長のご指名をお願いいたします。

【里村会長】

権利擁護センターの伊東委員にお願いしたいと思います。

【障害者施策課長】

ただいま里村会長から、「副会長には伊東委員」ということでご指名いただきました。皆様、よろしいでしょうか。

（ 拍 手 ）

【障害者施策課長】

ありがとうございます。ご異議がないようですので、副会長は伊東委員にお願いすることといたします。正副会長が決定いたしましたので、里村会長、伊東副会長にはお席の移動をお願いしたいと思います。

（ 会長・副会長席移動 ）

【障害者施策課長】

それでは、里村会長と伊東副会長より、ひとこと就任のご挨拶をいただきたいと思います。では、里村会長からお願いいたします。

【里村会長】

はい。里村です。2年間、よろしくお願いします。今年度から地域課題に関しての作業が新たに加わることになりますので、委員の皆様、ぜひ新たな出発点として、よろしくお願いします。

【障害者施策課長】

ありがとうございました。次に、伊東副会長よろしくお願いします。

【伊東副会長】

副会長を仰せつかりました、江東区社会協議会事務局長の伊東でございます。この4月から権利擁護センターの所長も兼務ということになりましたので、どうぞよろしくお願いします。会長の里村会長をしっかりとサポートして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【障害者施策課長】

ありがとうございました。それでは、この後の議事進行は、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いします。

【里村会長】

それでは、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から説明をお願いします。

【障害者施策課長】

会議の公開につきましては、区ホームページにて一般傍聴として募集し、本日の一般傍聴の方は0名となっております。また、東京都相談支援従事者現任研修の実習として、研修受講者9名がZOOMによるオンライン方式で傍聴しております。当会議は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただきたいと存じます。議事録は作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定となっております。以上でございます。

【里村会長】

それでは、ただいまより議事に入ります。議事1「第10期地域自立支援協議会の体制について」、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課長】

それでは、障害者施策課長栗原からご説明申し上げます。第10期、地域自立支援協議会の体制についてご説明いたします。

資料3の江東区地域自立支援協議会の組織図をご覧ください。左の図は本区協議会の構成図となっております。まず、全体会ですが、全体会は本日、この会議のことを指します。全体会では、専門部会からの報告や提案を受け、協議会としての意思決定などを行います。下の専門部会は、個別の支援会議から挙げられた地域の課題について、実務者レベルで検討を行う場で、課題解決に向けた調査研究や、施策の提案などを行います。現在は、地域生活支援、精神、就労支援、児童、権利擁護の5つの部会がございます。右側の部会長会議につきましては、今年度より、個別の相談支援等の事例を契機に、地域における課題を検討し、全体会の提示、提案を目指す会議として実施をいたします。こちらの詳細につきましては後程、議事8にてご説明いたします。また、個別支援会議は個々の障害者の課題解決や利用調整など、本人、家族、事業所などが集まり、協議を行うものでございます。なお、事務局は障害者施策課が担当しております。本紙の説明は以上でございます。

【里村会長】

何か、今のご説明についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

(発言なし)

【里村会長】

それでは、今後の部会開催にも関わりますので、部会長を選任したいと思います。専門部会の部会長については、要綱によれば、「委員の中から会長が指名する」ととされています。あらためて部会長についてご指名させていただきます。今期の部会長については、精神部会は平松委員に、地域生活支援部会は高井委員に、就労支援部会は青柳委員に、児童部会は田村委員に、権利擁護部会は増田委員に、それぞれ部会長をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(拍 手)

【里村会長】

ありがとうございます。それでは皆様のご了解がいただけましたので、平松部会長・高井部会長・青柳部会長・田村部会長・増田部会長におかれましては、第10期の部会運営をよろしくお願いします。

議事2「障害者差別解消法の実績報告について」、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。よろしくお願いいたします。資料4に基づき、障害者差別解消法に関する相談の受付状況についてご説明をいたします。令和6年度の相談は、最終的に17件になりました。令和元年度が8件、2年度が8件、3年度が17件、4年度が4件、令和5年度は11件ですので、年度によりばらつきはございますが、令和6年度は、前年度より6件増加となります。3月に開催した前期の協議会にて、2月までの相談、資料4-2を見ますと、5ページの13番まで、お示ししたところですが、その後に4件のご相談があり、それを追記した資料となっております。追記した相談から1つ、内容をご説明させていただきます。

5ページの15番、内部障害者の方のものです。障害手帳をお持ちでない内部障害を抱える方からお話がありました。参加を予定しているイベントでの合理的配慮についてご相談を受けております。具体的には、障害がある参加者の座席が限定されている点や、障害がある方を車椅子利用に限っている点など、このイベントに対して、車椅子利用者以外の障害者に対する配慮が感じられないというご趣旨のものです。私どもの対応としては、事業者の合理的配慮の提供は、過重な負担なく提供できる範囲で行うものであることを相談者にご説明いたしました。また、イベント会場宛にメールにて、当該事案を情報共有し、対応終了としております。その他の相談については、後程資料をご参照ください。

ご存じのように差別解消法の改正により、これまで努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が、昨年4月より義務化されました。区では昨年9月に事業者への

障害理解の啓発と、合理的配慮の提供義務の周知を目的に、主に区内事業者を対象として、障害当事者とともに学ぶ障害理解促進ワークショップを開催したところで、今年度も同様事業を、9月18日木曜日に開催し、8月上旬に募集をかける予定でございます。詳細が決まりましたら、皆様にご案内させていただきます。その他、区ホームページやリーフレットを活用した、周知継続に努めるとともに、今期の権利擁護部会と連携しながら、気軽に相談しやすい環境づくりを心がけて参りたいと思っております。引き続き、皆様のご協力をいただきたく存じます。説明は以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。今のご説明に何か、ご意見やご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【里村会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事3「障害者優先調達推進法に基づく調達実績等」について、事務局より説明をお願いします。

【障害者支援課障害者就労支援係長】

障害者支援課障害者就労支援係の加納と申します。着座にてご説明させていただきます。私からは、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料5-1及び資料5-2、によりご説明いたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等から優先的積極的に購入することを推薦すべく、調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

まず、令和6年度の調達実績につきまして、資料5-1の右下合計欄をご覧ください。件数は66件、金額は3,602万5,308円でございます。昨年度の実績と比較いたしますと、件数は68件、金額は2,216万5,911円でございますので、件数は2件の減、金額は約1,400万円の増となりました。これは、食料品・飲料や小物雑貨、情報処理、テープ起こし関連の案件が減少したものの、印刷の案件の増加や、令和5年度には実績のなかった、その他の役務の再リサイクル委託の大口調達があったことが主な要因となっております。また、発注拡大に向けての取り組みといたしまして、区内の各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を、江東区ホームページや、職員向けの全庁フォルダ等で公開するなど、今後も広く周知することで、各施設の受注拡大に繋がるよう進めて参りたいと考えております。参考といたしまして、資料5-2に、令和7年度の調

達方針を添付してございますので、後程ご参照ください。
簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

【里村会長】

何か、ご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。
議事4「指定特定相談支援事業等」について、事務局から説明をお願いします。

【障害者施策課基幹相談支援センター開設準備係長】

障害者施策課基幹相談支援センター開設準備係の磯部と申します。どうぞよろしくをお願いします。着座にて失礼いたします。

私からは、議事4「指定特定相談支援事業等」についてご説明をさせていただきます。資料6-1をご用意ください。

まず、1「指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所数及び相談支援専門員数」の推移をご覧ください。昨年度までの資料と比べまして、表の作成方法を一部変更しております。一番右側のR7.3と書かれている列をご覧ください。令和7年3月末現在の事業所数が30、そのうち特定相談のみを行う事業者数が14、障害児相談も行っている事業所数が16となっております。

また、相談支援専門員の数ですが同じ表の下から3段目79名、こちらが江東区全体の人数となっております。先ほどと同じように、そのうち特定相談のみを行う方が31名、障害児相談も行う相談員数は48名となっております。

続きまして、2「事業所への支援」についてご説明いたします。特定相談支援事業所就業・定着促進事業は、相談支援専門員を育成及び確保するため新たな人材を雇用する経費を、区が負担し、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営する法人に委託する事業となっております。東京都の補助事業を活用しまして、従前から実施しているものでございます。令和7年度についても、2法人で実施します。次の相談連携支援事業、こちらは令和7年度の新規事業となっております。地域移行の促進のための補助金事業であり、地域移行の契約前に実施した、或いは地域移行契約とならなかった場合の、障害当事者との面談や、関係機関との調整等の業務が該当いたします。既に、1法人からの申請があり、今後も引き続きご活用いただきたいと思います。

最後に、3「基幹相談支援センター」についてご説明をいたします。昨年度もお伝えしたところではございますが、令和8年1月に江東区障害者福祉センターの1階にて開設する予定です。区内の相談支援事業所同士、また相談支援専門員同士が

気軽に連携できる環境づくり、それから事例検討会や、研修等を行うことで相談支援専門員の人材育成を行っていきます。現在は、基幹相談支援センター開設準備係として、区内の相談支援事業所を含めた障害者施設への訪問、他自治体の基幹相談支援センターの視察や、事例検討会の出席等を行っております。今後は、相談支援専門員との意見交換を活発に行いながら、江東区の基幹相談支援センターを形作っていく予定でございます。以上で説明を終わります。

【里村会長】

ありがとうございました。何か、ご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

資料6－2に関して、事務局から説明をお願いします。

【障害者支援課支援調整係長】

障害者支援課支援調整係の鴨田と申します。引き続き、資料6－2について説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

資料6－2「計画相談実績の推移およびセルフプラン」について、セルフプランの件数の分析の結果などについて説明していきたいと思いますのでご覧ください。

1「計画相談実績の推移」をご覧ください。

まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況です。令和7年3月現在のセルフプラン率についてですが、24.0％となっております。前年と比較して、減少しているところで計画相談を利用する方が少しずつ増加しています。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、こちらは66.6％となっております。障害児セルフプラン率は比較的増加する傾向となっております。

次に2-1・2-2「サービス別のセルフプラン率」(障害者)、(障害児)をご覧ください。前回の自立支援協議会におきまして、サービスごとのセルフプラン率を見たいということでご意見をいただき、データ分析を行いました。障害福祉サービスごとで実人数となっております。

例えば、2つサービスを利用している人について、実際は1人ですがそれぞれ1ずつ計上されている形になっておりますので、実人数とではないということをご理解いただければと思います。各サービスを実際に利用されている人数が少ないところについては、プラン率が大きい値が出ているサービスもあります。

次に、資料の裏をご覧ください。3「計画相談導入に向けた取り組み」です。セルフプラン率が高いことについて、ご意見をいただいていたところですが、本区で、取り組みを行ったというご紹介になります。項番2の表でお示しした中で、決定者

数が多く且つセルフプラン数が高いサービスで、居宅介護が見られます。こちらについて本区では、計画相談導入を重点的に実施しております。理由として、利用者の個々の状況に応じたサービスなどの利用計画作成の見直しができることがあります。居宅介護の支給量は、時間を単位とし、支給決定に当たり、利用者の障害の状況に加え、家族の支援状況などを勘案するなど、家族の状況が把握できることがあります。

また、特に家事援助の場合、適正に支援内容が行われているかを把握することを主に、計画相談導入に向けた取り組みとして、3年ごとの認定調査時や概況調査時費及び支給サービスの相談のときに、利用者に対して、計画相談の役割の必要性を窓口や訪問の際にご説明していきたいと思います。今までセルフプランだった方に、導入をするべきであるというご提案の取り組みを行っていきます。計画相談の新規導入者数が障害福祉サービス新規決定者より多く、計画相談の導入率が上昇しております。下の表によると、新規導入者数より、計画相談が新たに新規で申請している方が多いです。

すなわち、方針の際や、随時本人とコンタクトを取る際に、ご案内している結果が、セルフプラン率が少しずつ下がっている原因だと思っております。説明は以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。では、資料6-1・資料6-2に関して何か、ご意見やご質問はございますか。

(高井委員挙手)

【里村会長】

高井委員どうぞ。

【高井委員】

高井です。よろしくお願いいたします。質問2つございます。

1つ目は資料6-1の、相談支援専門員数における特定相談支援専門員数の所ですが、令和7年3月は31人、令和5年3月は35人で4人減少しています。15人減少し31人になることについて、理由がございましたら、傾向として、把握できているのであればお聞きしたいです。また、私は相談支援専門員の研修の実習担当も行っています。実習担当を行っている中で、2、3人担当しているので、他の主任相談支援専門員も2、3人ずつ担当していく中でそう考えると、年間で12人の相談支援専門員が、新規専門員として登録されているはずですが、4人減っていることについて、何か理由があるのかと感じたので、傾向があれば、お聞きしたいのが、1つです。

もう1つが、サービス別のセルフプラン率を、拝見させていただいて、人数が多いところが、セルフプラン率を上げていると思います。気になるのが、同行援護と短期入所のセルフプラン率がちょっと高いと思いました。人数も多い中で、江東区内に同行援護と短期入所のサービス事業所は少ないと思いますが、短期入所と同行援護で、セルフプラン率が上がる理由があれば教えていただけますでしょうか。
よろしく願いいたします。

【障害者施策課指導検査係長】

障害者施策課指導検査係の森と申します。着座にて説明させていただきます。先ほど高井委員からご質問がありました、1点目の相談支援専門員数の令和5年3月から令和7年3月に向けての特定相談専門員数のみの事業所が減少している原因についてですが、詳しい原因は把握できておりません。届出上増減があり、結果として特定相談支援専門員数が、特定相談のみを行っている専門員数は、減少した状況になっています。その特定相談支援専門員数の下に特定相談と、障害児相談支援専門員数につきましては、令和5年3月時点で24人、令和7年3月時点ですと48人になっております。令和5年から、大人の障害特定相談のみを対応していた事業所につきましても令和5年以降で障害児相談支援も新たに指定をとり、特定相談と障害児相談支援専門員数等の職員もダブルカウントできるようになりましたので、少し増加している印象はあります。大人の方が、減少した原因についての詳細までは把握できていない状況です。以上です。

【障害者支援課支援調整係長】

セルフプラン率のご質問についてお答えいたします。同行援護、短期入所が高い理由についてです。まず同行援護ですが、視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出に同行し、視覚情報の支援や食事の介護など、必要となる援助を行うものです。サービス利用の目的がはっきりしていることにより、利用者が何をやりたいかを決定できる形なのでセルフプラン率が高いと思います。同行援護についても、セルフプラン率がかなり高くなっています。短期入所についてですが、資料に記載されている数字はサービスの支給の決定をした件数になります。家庭訪問における状況調査などを行い、何かあった際に対応できる体制を行うために、サービスを利用していないが、決定している人が特に知的障害者に多いです。したがって、サービス利用決定しているが利用はしていない方が、計画相談できないところで、若干短期入所の方でもセルフプランの人がいると思っております。以上でございます。

【障害者支援課長】

障害者支援課長です。今お話いただいたサービスごとのセルフプラン率の件になりますが、相談支援専門員の方の人数に関しては限りがありまして、なかなか新た

な利用ができないという声も聞いております。相談支援専門員の方には主に、障害福祉サービス利用者に対して利用計画を策定いただくことで、管理が必要な利用者の方へのサービス提供が重要だと考えております。そのメリットの1つとして定期的なモニタリングをしていただくことが大きいと考えております。このモニタリングによって、適正なサービスの利用、目標達成の状況やフィードバック、或いは区と情報連携をしていただき、区側でそれに対する準備が可能となることが、非常に重要であると思っております。計画相談の方々の役割は非常に大きいものと考えております。限られた人数の中で、それらを重視している関係で、最初に申しあげました、同行援護或いは通院介助など、障害福祉サービスを提供することである程度完結するものよりも、先ほど申しあげた家事援助のような、サービスの量が時間で決まっているのでその量がどれくらい適正かという判断が必要であったり、自立に向けて動きがあるのか把握したりとか、そういったものの方に重点的に取り組んでいただきたいという考えのもと、家事援助など積極的に、プランを導入していくということを考え行っております。以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。何か、ご意見やご質問は、ございますか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員お願いします。

【田村委員】

はい、田村です。今回のセルフプラン率などの表の変更は本当にありがとうございます。私は児童の分野に関係しており、この分野におけるセルフプラン率が高いのは、児童発達支援と放課後等デイサービス、2つの事業で差があるのではないかということをお伝えしたと思いますが、結果を見ると児童発達支援、幼児から6歳まで就学前までのセルフプラン率はかなり高いです。

一方で、放課後等デイサービスの方は利用されている半分の方々は計画が立てられている現状が見えていると思います。これについて、放課後等デイサービスは、事業所不足ということも出ていますし、重度の方の中で、行き場のない人たちもいるのが現状です。児童発達支援事業よりも一層しっかりと、計画相談を行っていく中で必要な方々がかなりいらっしゃると思うので、そこは是非、障害児相談支援の中でしっかりと関わってほしいと思います。

また、児童発達支援事業は、1年も在籍せずに、この事業を取り止めにしていくな人も多々いらっしゃいます。年間も相当の数の方々の移動があります。先ほどの障害者支援課長の話ではありませんが、管理が必要な人における計画相談を立てるの

が大切ということで、こども発達センターでは必要な人から立てています。利用者はどんどん変わっていくので、それを念頭に置いて実施しています。セルフプラン率を見れば高い状態がありますが、この事業が、「保護者にとって本当に必要だ。」と思うところがあります。様々な情報を提供していただきたい、モニタリング管理も、家族の支援として重要であるところを目指していけたらと思います。高いセルフプラン率は、すぐに変わることは難しいと思いますが、利用される方々にとってのメリットが、相談支援事業にあるということは、私どもも認めておりますので、そこが今後できていくことを思っております。以上です。

【里村会長】

事務局お願いします。

【障害者支援課長】

障害者支援課長です。こちらの方で改めて数字をとってみると、セルフプラン率における、児童発達支援と放課後等デイサービスで、差があるところで、児童発達支援の方は、比較的移動が多いということで、引き続き動向を見ながらセルフプラン率の解消については、田村委員おっしゃっていただいた通り重要であると認識しておりますので、改善できるように努めて参りたいと思っております。他区と比較しますと、障害児の方のセルフプラン率は、障害者の方と比べると高く出ております。90%を超えている区があるなど、他区と比べると本区が特段高いという状況ではございませんので、引き続きまずは障害者の方を、先ほど申し上げた方法を取りながら、セルフプラン率の低下に向けて努めて参りたいと考えております。以上でございます。

【里村会長】

他にご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

では出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事5「障害者グループホームの整備状況」について、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦と申します。着座にて失礼いたします。私からは、障害者グループホームの整備状況についてご報告いたします。資料7をご覧ください。

障害の重度化、障害者や介護者の高齢化が進む中、障害者が親亡き後も地域で安心して心豊かに暮らせる環境整備を図るため、東京都が推進する都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に基づき、区では、牡丹3丁目の都有地における障害者グループホームの整備に取り組んでいるところです。昨年3月既にご報告いたしているところですが、改めて整備概要についてご説明をさせていただきます。

項番2、整備運営事業者ですが、区で選定いたしました社会福祉法人睦月会になります。

項番3、計画地は地図でもお示しさせていただいております、牡丹3丁目になります。敷地面積は811.38㎡でございます。

項番4、建物概要になります。構造は鉄骨造、階数は地上3階建てで、建築面積約520㎡、延べ床面積、約1,330㎡という内容で計画をしております。

項番5、施設概要になります。定員20名の日中サービス支援型障害者グループホーム、及び併設施設として、定員3名の短期入所を計画しております。

項番6、施工業者の選定状況になります。今年2月に、施工業者の選定を事業者にて実施いたしましたが、不調という結果になりました。そのため、現在再入札に向けて入札条件の見直し等、整備運営法人との調整を行っているところでございます。説明は以上になります。

【里村会長】

ありがとうございました。何か、ご意見やご質問はございますか。

(岡田委員挙手)

【里村会長】

岡田委員お願いします。

【岡田委員】

ゆめグループ福祉会の岡田です。お尋ねしますが、こちらのグループホームは、滞在型になりますでしょうか。

【里村会長】

事務局お願いします。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。本グループホームは、滞在型という形で考えております。重度の知的障害をお持ちの方で滞在になったあと、基本的に地域移行の先という形で考えておりますので、滞在という形になります。以上になります。

【岡田委員】

ありがとうございました。Up to You 塩浜 Livingは通過型とお聞きしましたが、滞在型でよろしいでしょうか。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設設備担当の三浦です。Up to You 塩浜 Livingからの地域移行先という位置付けになります。以上になります。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(尾上委員挙手)

【里村会長】

尾上委員お願いします。

【尾上委員】

尾上です。入札の不調について、どのような状況か報告をお願いいたします。

【障害者施策課長】

障害者施策課長の栗原が回答させていただきます。運営事業者とのヒアリングについては、建築業界は時間外労働の上限規制の適用などもありますので、工期の設定の部分が原因だと思います。他に再入札を行う面の課題として近年、建設資材の高騰などもございますので、社会情勢の変化等も見込みながら再入札の必要性があることをお伺いしております。今後、調整を行い再入札に向けて取り組んでいく方向性で考えております。また、区で住民説明会を事前に行っております。建設については着実に進めていくという方向性で考えておりますので、整備を進めて参ります。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員どうぞ。

【田村委員】

田村です。短期入所について1つお聞きしたいのですが、対象年齢については児童も、含まれておりますか。次に、2点目ですがグループホームの滞在部屋のことをお聞きしますが、1人1室のような形で考えられていますか。お願いします。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。まず短期入所ですが、児童も含むと想定しており計画しています。また、グループホームですので、1人1室というところで考えております。リビング等のスペースで、共同で食事をとるなどを考えております。

【田村委員】

ありがとうございます。それに加えて、児童というのは幼児も対象に含まれるでしょうか。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。整備運営法人の方針になるかと思いますが、調整になるかと思います。区としては、公募のほうで幼児までと伝えていないと思います。申し訳ございません。

【田村委員】

実際に、江東区で幼児を受け入れる短期入所がありませんので、ぜひ近くで、短期入所を考えていただければ、例として3歳児以上や年齢制限を加えても、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(油井委員挙手)

【里村会長】

油井委員どうぞ。

【油井委員】

油井です。このグループホームについてお話をいただきましたが、障害者全体など、どのようなイメージをしたら良いのでしょうか。障害の重い方や重度の方のみ、または聴覚障害、視覚障害の方なども、入居することができますでしょうか。全ての障害者が利用できると考えてよろしいのでしょうか。例えば、聴覚障害者が利用す

る場合には、懸念事項など法人の考え方などがあると思いますが、何か決定事項がございますか。お聞きしたいと思います。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。基本的に重度の知的障害者の方、障害支援区分が5から6程度の方というところで想定をしています。区では、資料に記載されている通り、日中サービス支援型のグループホームを計画しており、日中もサービスが必要な重度の方、基本的にグループホームに入所する方は、日中は作業、通所や仕事を行うなど、そのような方を想定しています。民間の事業者は、整備することが多いかと思いますが、民間では難しいのが現状です。重度の方でも入居できるグループホームを、区では整備を進めていく立場にあると考え、整備を行っている段階です。以上になります。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(青柳委員挙手)

【里村会長】

青柳委員どうぞ。

【青柳委員】

青柳です。繰り返しになりますが、いつ竣工されるのでしょうか。当初は、令和8年4月開設の予定が遅れるということによろしいのでしょうか。

【障害者施策課長】

障害者施策課長の栗原です。当初は、令和7年度中の開設を目指していましたが、これから手続きを行い、入札を行うので開設時期は未定となっております。しかし、少なくとも今年度中に開設する当初の計画は、やはり延期せざるをえない状況です。今後、事業者と調整を行い、工期などを踏まえ、入札に向けて取り組んでいくといった状況でございます。以上になります。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(伊藤委員挙手)

【里村会長】

伊藤委員どうぞ。

【伊藤委員】

伊藤と申します。先ほどご説明の中でUp to You 塩浜 Livingからこちらに地域移行という考えと仰っていましたが、今現状区内の生活介護等に通っている重度の方が入所できる可能性はありますでしょうか。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。地域移行先、或いは新規で入所する方も可能と考えています。江東区リバーハウス東砂とUp to You 塩浜 Living、2つの施設の移行先という位置付けであり、今お困りの方の新規の入所についても受け付ける想定でございます。以上になります。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(石井委員挙手)

【里村会長】

石井委員どうぞ。

【石井委員】

石井です。グループホームのサービス種別が日中サービス支援ですが、Up to You 塩浜 Livingだけではなく、区内の施設も含まれているといったお返事を、区からいただいたと記憶しております。なお且つ地域移行という形で睦月会付属のグループホームのような形になると思ったので、睦月会の日中サービスを受けている中でそのような利用がないと、生活介護施設に通っている方が入りづらい状況であるのか、広く受け入れてもらう形で考えていただいているのかについてお聞きできたらと思います。

【障害者施策課施設整備担当係長】

障害者施策課施設整備担当の三浦です。地域移行先の位置付けにはなりますが、入所施設自体が、地域移行型の入所施設という形で整備をしておりますので、移行先にはなりますが、それ以外の方についても入所できる形で想定をしています。他を拒否するというような方はできないかなと思っています。区の事業として、進めているというところがありますので、運営は民間の法人になりますが、入所や募集に関しては区の事業ということもありますので、全く受けないというのは今のよう

なお話ではないと想定しています。以上です。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

では、ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。議事6「障害者福祉大会の名称変更」について事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。資料8に基づき、障害者福祉大会における名称変更についてご説明いたします。

まず、1の概要です。本区では、障害者基本法第9条にも定める障害者週間、12月3日から9日において、区民への障害理解及び障害者の社会参加の促進を目的に、毎年障害者福祉大会を開催しております。今年度は12月6日(土)にティアラこうとうにて開催を予定しております。障害者福祉大会について、参加者がより親しみを持って参加していただけるよう、名称を変更したいと考えております。

次に、2の名称変更案です。事務局から障害者福祉大会に代わる名称として、「スマイルフェスタこうとう」を提案させていただきます。

最後にコンセプトについてです。これまで本事業名称に使用されていた障害者福祉の文言を取り除き、障害の有無にかかわらず、様々な方が楽しめるような名称にしたいと考えております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。

(油井委員挙手)

【里村会長】

油井委員どうぞ。

【油井委員】

油井です。名称変更についてPRを行うのでしょうか。スマイルフェスタこうとうについて区内の小・中学校や特別支援学校に周知を行うのかを聞きたいです。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。ご提案ありがとうございます。この名称変更を機会に、区のホームページや区報などにこのような事業があることを周知する機会とさせていただければと思っております。学校の方にも、周知の機会にさせていただければと思います。以上です。

【里村会長】

他にご意見やご質問はございますか。

(田村委員挙手)

【里村会長】

田村委員どうぞ。

【田村委員】

田村です。今回の障害者福祉大会がどのように企画・運営されているかについて存じておりましたが、これに対して自立支援協議会との関わりはどのようになるのか、事務局はどのように構成されるのか、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。障害者福祉大会事業を運営しておりますのが、企画も含めて、この地域自立支援協議会の全体会の事務局である施策推進係です。地域自立支援協議会の中で周知するご提案がございましたら、私どももできるだけ活用させていただきたいと思っております。ご質問にずれた回答かもしれませんが、以上のことを考えております。

【里村会長】

ありがとうございました。他にご意見やご質問はございますか。

(岡田委員挙手)

【里村会長】

岡田委員どうぞ。

【岡田委員】

ゆめグループ福祉会の岡田です。私たちの法人では、毎年障害者福祉大会に普段の活動の延長で、パフォーマンスコーナーに出場するなど、親しみをもって参加し

ています。障害者福祉大会という名前が変更になることで、利用者に戸惑いが生じられると思っております。例えば、ロゴマークのデザインやポスター、パネルの予算がどれぐらいかかるのかを教えてくださいたいです。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。名称変更に伴うロゴマークや周知するための予算を残念ながら今年度ございませんので、今あるツールを使って周知させていただこうと思っております。障害者福祉大会という言葉が、今、岡田委員の方から、変更したことに対して、戸惑いがあるというお話を伺っておりますので、様々な方に参加していただけるようにということで、障害者福祉大会からの変更になった理由も含めて周知に努めたいと思っております。

【障害者施策課長】

障害者施策課長です。補足させていただいてもよろしいでしょうか。ご意見ありがとうございます。確かに、障害者福祉大会は皆さんに馴染んだ名称だと思います。やはり障害者福祉大会という名称が固いと、ご意見をいただいております。事務局として、障害の有無にかかわらず、皆さんが楽しむ、そして障害者の皆さんが舞台に立っていただいて、参加者が親しみを持って参加するといった形で、みんなが笑顔で分け隔てなく、楽しんでいくことで名称変更案の方をご提案させていただいているといった状況です。障害者福祉大会の名称が変更することについて、これから当日に向けてパンフレット等も作成しますので、その中でご案内をいたします。また、スマイルフェスタこうとうのロゴマークは作成しませんが、明るい名称になったことについて、PRをしながらチラシの方も工夫させていただいて、スマイルフェスタこうとうが、障害者福祉大会を盛り上げるきっかけの1つになるように、様々な媒体を通じて宣伝をして参りたいと考えております。以上です。

【里村会長】

岡田委員いかがですか。

【岡田委員】

岡田です。出演者の募集は常に始まっている状況で、名称変更は後追いで出てきたことに対して戸惑いがあります。

【障害者施策課長】

障害者施策課長の栗原です。障害者福祉大会名称の変更について、ご提案するのがこの時期のタイミングになったことは大変申し訳ございませんでした。一方で、一般参加者の方などへの宣伝については、これから準備をいたしまして、周知させていただきます。したがって、ご参加いただく方についてはまず、地域自立支援協

議会で皆様にご紹介してから一般参加者にご紹介しようと思っていましたので、参加者の方々には、よりグレードアップして障害者福祉大会を実施するということで、皆様にお知らせして参りたいと考えております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。障害の有無にかかわらず参加するという趣旨を徹底できれば、変更した意義があると思いますので、よろしくお願いいたします。他にご意見やご質問はございますか。

(尾上委員挙手)

【里村会長】

尾上委員どうぞ。

【尾上委員】

尾上です。公募を行い、このような名称にしたのかどうかを教えていただけますでしょうか。

【障害者施策課長】

障害者施策課長の栗原です。事務局で様々な案を出して、皆さんが笑顔になっていただくということで、スマイルフェスタこうとうとして、ご提案をさせていただいている状況です。

【里村会長】

ありがとうございました。他にご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

では、ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。次に、議事7「令和7年度における専門部会長会」についてです。

先ほど、各専門部会の部会長を指名させていただいたところでございますが、今年度の活動予定についてそれぞれの専門部会からのご説明をいただければと思います。報告の順番ですが、精神部会の平松部会長がご欠席ということですので、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順に概ね1、2分程度でお願いいたします。

それでは、最初に地域生活支援部会の高井部会長から、ご報告をお願いいたします。

【高井委員】

地域生活支援部会部会長の高井です。よろしくお願いいたします。地域生活支援部会について、前年度までに提言させていただいた内容として、1つ目が地域生活支援拠点の整備についてです。

今年度、基幹相談支援センターが開設することを踏まえ、基幹相談支援センターが開設されただけでは、相談支援体制が完結しないので、それを支える地域生活支援拠点の整備は必要であると、検討させていただきました。他に日中一時支援の実施、臨海部の障害福祉サービス事業所が少ないことについて提言させていただきました。

また、災害対策については部会のみではなく、地域自立支援協議会の部会横断で、協議することが必要であるということも提言に盛り込ませていただきました。今年度は、8月29日に1回目の部会を開催させていただく予定です。前年度までの提言に引き続き、地域生活支援部会では、重層的な相談支援体制をより充実させることが必要になってきますので、基幹相談支援センターが開設する中で、より地域生活の面で皆さんが、生活する中で、相談支援の体制をより充実することを検討していければと思っております。具体的には部会を招集させていただいて、この2年間で詳細に検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。では次に、就労支援部会の青柳部会長からご報告をお願いいたします。

【青柳委員】

就労支援部会の青柳です。区内の就労系の作業所、法人或いは特例子会社、ハローワーク、特別支援学校の方に集まっていた部会を運営しております。昨年は、障害者雇用率が上昇したことや、就労中の方への多様化、雇用の多様化或いは、障害者就労・生活支援センターの体制整備を進めて参りました。今年は、7月8日に第1回の部会を行う予定です。年3回の部会と担当者会議を行う予定です。また、国の制度で定着にかかる就労継続支援B型作業所における継続利用の体制が変わりますので、勉強会等を進めて、部会の皆さんと体制を整備していきたいと思っております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。次に、児童部会の田村部会長からご報告をお願いいたします。

【田村委員】

児童部会の田村です。児童部会は、幅広い分野から集まっております。こども子育て、保健医療、家庭支援センター、或いは教育委員会などの方々、約30名近くに集まっております。本会議の予定は調整中ですが、年2回行い、発達障害ワーキング、家庭生活ワーキング、医療ケアワーキングのワーキング活動で、今年度も実施したいと思っております。他に、障害者差別解消法受付台帳の17件について報告がありましたが、その中で発達障害児の保護者の意見が5件あります。共通していることとして、通常学級に在籍するこどもたちの保護者です。通常学級に在籍する発達障害を持つ方々への支援をどのようにすれば良いかを考えたいです。不登校や、保護者がお子さんの育ち、進学など様々な悩みがあります。保護者同士が繋がり合って、経験した内容を次の若年層の保護者に引継ぎ、発達障害児の支援の土台をつくるのがテーマになっております。将来的には、ペアレントメンターの育成事業なども、区内で立ち上がっていくことを期待しております。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。次に、権利擁護部会ですが部会長が今期からの方になりますので事務局よりご報告をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。それでは事務局から、前期部会から引き継いでおります権利擁護部会の予定についてご説明いたします。権利擁護部会では、事例研究、専門的な知識や業務に従事する方を招いて、課題を検討することを行っております。具体的には、1、防災、2、障害者虐待、3、障害者差別解消法に関して実施しております。今年度につきましても、3点について引き続き部会として重要な課題としてとらえて検討していく予定です。部会の開催回数ですが、昨年度までは年5回程度行っていましたが、今年度は4回を予定しております。第1回の部会開催は、7月11日（金）の午前を予定しております。

また、例年行っております権利擁護に関する研修会、皆様にもご案内させていただいているところですが、本年度も実施する予定です。実施内容や開催期日など決まりましたら、今後ご案内させていただくことになりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【里村会長】

ありがとうございました。それでは、各部会からの報告について、何かご意見やご質問があればお願いいたします。

（尾上委員挙手）

【里村会長】

尾上委員どうぞ。

【尾上委員】

尾上です。始めてこの会議に参加していますが、専門部会は、委員の人が分かれて部会に入るのでしょうか。

【里村会長】

里村です。この委員とはまた別の組織になります。

【尾上委員】

我々は部会に入らないで、全体会で参加するという形になりますでしょうか。

【里村会長】

おっしゃる通りです。他にご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。

次に、議事8「令和7年度における専門部会長会」について事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課施策推進係長】

施策推進係の廣瀬です。令和7年度における専門部会の運営案についてご説明いたします。昨年度末に実施いたしました、協議会でもご説明させていただいた内容と重複する内容でございますが、委嘱年度ということもありますので、改めてご説明させていただきます。

まず前提として、障害者総合支援法が昨年4月の施行の改正で、協議会を通じた地域づくりについては、個々から地域への取り組みが重要であるとして、これまで協議会の役割として、地域における障害者登園の支援体制に関する課題についての情報共有のみでありましたが、地域における障害者等への適切な支援に関する情報、個々の事例についても、情報共有をすることについて明確化されたところです。それに伴い、協議会は地域の関係機関に対して、情報提供や意見表明等の協力を求めることができます。また、求めがあった場合には関係機関が協力するように努めることとしなくてはならないとあります。また、個別支援に関わる検討を行いますので、協議会については、守秘義務を課されるという条項が新設されたところです。本協議会は地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった

本人、家族、地域課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担うものとされたのです。

この改正を踏まえ、昨年度従来から活発にご議論いただいていた、先ほどそれぞれの部会からご説明がありましたが、専門部会での個別事例の検討を通じて、地域課題の抽出を行い、全体会に専門部会から提起していただき、課題の解決に向けた地域サービス基盤の整備について協議を行うこととしたいと思っております。今まで開催していた専門部会長会の、運営変更のご提案をさせていただいたところです。それでは資料9をご覧ください。こちらは3月に実施された協議会の資料で示したものと同様ですが、

まず1「現状とこれからの役割」は、ここ数年で実施した部会長会の議事及び先ほどご説明いたしました、法改正に伴う専門部会長会の役割を簡単に記載しております。

次に、2「専門部会長会における運営概要」ですが、地域課題を具体的に検討するための会議に変更して参ります。(2) 取り組み内容は、各専門部会より検討された事例等を報告していただき、それから地域課題を抽出、整理をして全体会へ提示提案と考えております。(3) 開始時期・頻度について、今年度は3回を予定しております。(4) 参加者は、各部会長や副会長または、地域課題に繋がる部会の事例についてご説明いただける方を想定しております。

次に、3「個別事例」の報告様式ですが3ページ以降の様式を昨年度、先行事例自治体を参考に作成しておりますので、こちらの方については、大きな修正について委員の皆様からは、申し出がございませんでしたので、まずはこの様式を使用しブラッシュアップしていきたいと思っております。5「スケジュール」と4「個別事例提示から全体会前会までの流れ」について、まとめて説明させていただきます。スケジュールに記載させていただいておりますが、直前のご案内となり申し訳ございませんが、第1回専門部会長会を、7月30日(水)の午後に開催し、令和7年度の取り組みとして、前期協議会で各部会からいただきました提言を参考に、今年度の大枠のテーマを決定していただき、個別事例の集約を開始して参ります。各部会では、個別支援について様式に記載していただき、事務局に提出していただくこととなります。

9月頃に開催する、第2回専門部会長会議で集約した個別事例から全体会で取り扱う個別事例、テーマの決定を行い12月頃開催の第2回全体会にて専門部会長会で議論した議題について協議する場を設けたいと考えております。説明は以上でございます。

【里村会長】

ありがとうございました。今のご説明について何か、ご意見やご質問があればお願いいたします。

(発言なし)

【里村会長】

特に無いようですので、部会長会どうぞよろしくお願いします。
議事9「その他」について各委員より何かあればお願いいたします。

(発言なし)

【里村会長】

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。以上で、本日の議事がすべて終了いたしました。今後の予定について事務局からご説明をお願いします。

【障害者施策課長】

皆様、長時間にわたりありがとうございました。意見シートを机上に配付させていただいておりますので、ご意見等がございましたら、7月11日（金）までに事務局宛にメールまたはFAXでご提出いただければと存じます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(油井委員挙手)

【里村会長】

油井委員どうぞ。

【油井委員】

こうとう未来ミーティングという資料がありますが、手話通訳を付けてくださりありがとうございます。しかし、電話番号のみでありFAX番号が無いことについてお聞きしたいです。QRコードのみの申込しか方法がないのでしょうか。また、8月に深川モダン館で実施予定ですが、それも電話番号のみでしょうか。障害者差別に当てはまると思いますので説明をお願いいたします。この件については、今までも意見を提出したと思いますが、区のご意見をいただきたいと思います。

【障害者施策課長】

こちらにつきましては、広報広聴課が事業を行っているところでございますが、申し込み用のQRコードを使用した申込み形式となっております。いただいたご意見については、広報広聴課と共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【油井委員】

今回の件のみではなく、区全体として同じような意見がありますので改善していただきたいと思います。

【障害者施策課長】

ありがとうございます。聴覚障害者の配慮に関する周知が徹底されていない部分があるかと思うので、発信を行い周知に努めて参りたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

【里村会長】

他に何かご意見やご質問はございますか。

(発言なし)

【里村会長】

貴重なご意見ありがとうございました。

次回の自立支援協議会は、12月頃を予定しております。日程が近づきましたら、改めてご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。